

くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「平成28年熊本地震」(平成28年4月14日以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下同じ。)及び「令和2年7月豪雨災害」からの県内小規模事業者の復興のため、商工団体等と連携した経営革新や事業承継等の「成長発展」と販路拡大や経営改善等の「持続的発展」の取組みに対し、予算の範囲内でくまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金(以下、「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、熊本県補助金等交付規則(昭和56年規則第34号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「補助事業」とは、くまもと型小規模事業者経営発展支援事業をいい、「補助事業者」とは、本補助金交付要綱第8条第1項に基づく交付決定の通知を受けた小規模事業者(ただし、資本金5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている場合や直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が1.5億円を超える場合は除く。)をいう。

(交付の対象及び補助率等)

第3条 補助金の交付対象となる経費、補助率及び補助上限は、補助事業者が策定した事業計画に基づいて行う事業に必要な経費のうち、別紙1に掲げるものとする。

2 補助金の額は、前項の規定により算出した額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の範囲内において知事が決定する。

(補助事業の実施期間)

第4条 実施期間は、交付決定の日から、知事が別に定める日までの間の事業完了日までとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする小規模事業者は、様式第1による「くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金交付申請書」に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 補助事業者は、前条の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第13条の規定に基づく事故の報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条第1項の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく精算払請求(以下「交付申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 知事は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条第1項の規定に基づく承認、第13条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく要求、第16条第

1 項の規定に基づく通知、同条第 2 項の規定に基づく返還命令、同条第 3 項の規定に基づく納付命令（第 18 条第 4 項の規定において準用する場合を含む。）、第 18 条第 1 項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第 2 項の規定に基づく返還命令、同条第 3 項の規定に基づく納付命令、第 19 条第 3 項の規定に基づく納付命令について、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

（交付決定の通知）

第 8 条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容に係る審査に基づき、予算の範囲内で交付決定を行い、様式第 2 による「くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金交付決定通知書」を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において交付の決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の経理等）

第 10 条 補助事業者は、補助事業に要する（要した）経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（補助事業の内容等の変更）

第 11 条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第 3 による「くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金に係る補助事業計画変更承認申請書」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助金交付申請額の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の 20 パーセント以内の流用増減を除く。

（2） 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア） 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ） 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 前項に規定する変更決定通知は、補助金の交付決定額に変更が生じるときは様式第 4 による「くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金変更交付決定通知書」により、補助金の交付決定額に変更が生じない場合は様式第 5 による「くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金変更計画承認通

知書」により行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第6「くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに様式第7による「くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金に係る補助事業事故報告書」を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに様式第8による「くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金に係る補助事業遂行状況報告書」を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに、様式第9による「くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金に係る補助事業実績報告書」を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助事業に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第2項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第11による「くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金交付確定通知書」を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている時は、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第17条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による「くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金に係る精算払請求書」を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、第12条の補助事業の中止または廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第8条第2項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 補助事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が申請内容の虚偽、同一内容の事業について、国（独立行政法人等を含む。）や地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合

(6) 補助事業者が、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業期間内に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める補助事業実績報告書に「取得財産等管理台帳」（様式第9の別紙3）を添付し、処分制限期間中は管理しなければならない。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。）することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜き）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び経済産業大臣が定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第13による「くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金に係る取得財産等の処分承認申請書」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業化状況等報告）

第21条 補助事業者は、補助事業を実施以降4年間（合計5回）、直近1年間の事業化状況等について、様式第10による「くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金に係る事業化状況・産業財産権等に係る報告書」を別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（産業財産権等に関する報告）

第22条 補助事業者は、補助事業に係る発明、考案等に関して、補助事業年度終了後5年間は特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（以下「知的財産権等」という。）を出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した様式第10による「くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金に係る事業化状況・産業財産権等に係る報告書」を知事に提出しなければならない。

（収益納付）

第23条 知事は、補助事業者が当該補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

（成果の発表）

第24条 知事は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第25条 補助事業者は、別紙2に記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他必要な事項）

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

【別紙 1】

対象経費	補助率	補助金額
機械装置等費、技術導入費、クラウド利用費、知的財産権等関連経費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借損料、専門家謝金、専門家旅費、運搬費、設備処分費、委託費、外注費、その他知事が必要と認めるもの	当該経費の3分の2以内を原則 ^(※1) とする	上限額200万円 ・共同事業の場合は、「1社あたりの補助上限額（200万円）×「連携小規模事業者数」（ただし、1,000万円を上限とする）」

※1 但し、以下の①～⑥の要件をすべて満たす場合は、4分の3以内とする。

- ① 新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者
- ② 平成28年熊本地震で被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者
 - ア 事業用資産への被災が証明できる事業者
 - イ 災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者
- ③ 平成28年熊本地震以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者
- ④ 公募申請時において、平成28年熊本地震からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
- ⑤ 令和2年7月豪雨により、施設又は設備が被災した事業者
- ⑥ 令和2年度被災小規模事業者再建事業「持続化補助金令和2年7月豪雨型」の交付決定を受けていない事業者

【別紙 2】

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。